

私たちのまちづくり

117

平成31年3月

発行：熊本市都市建設局都市政策部 植木中央土地区画整理事業所

〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 - 1

電話 096-272-1113 FAX 096-272-1119

町界の変更(案)が決まりました

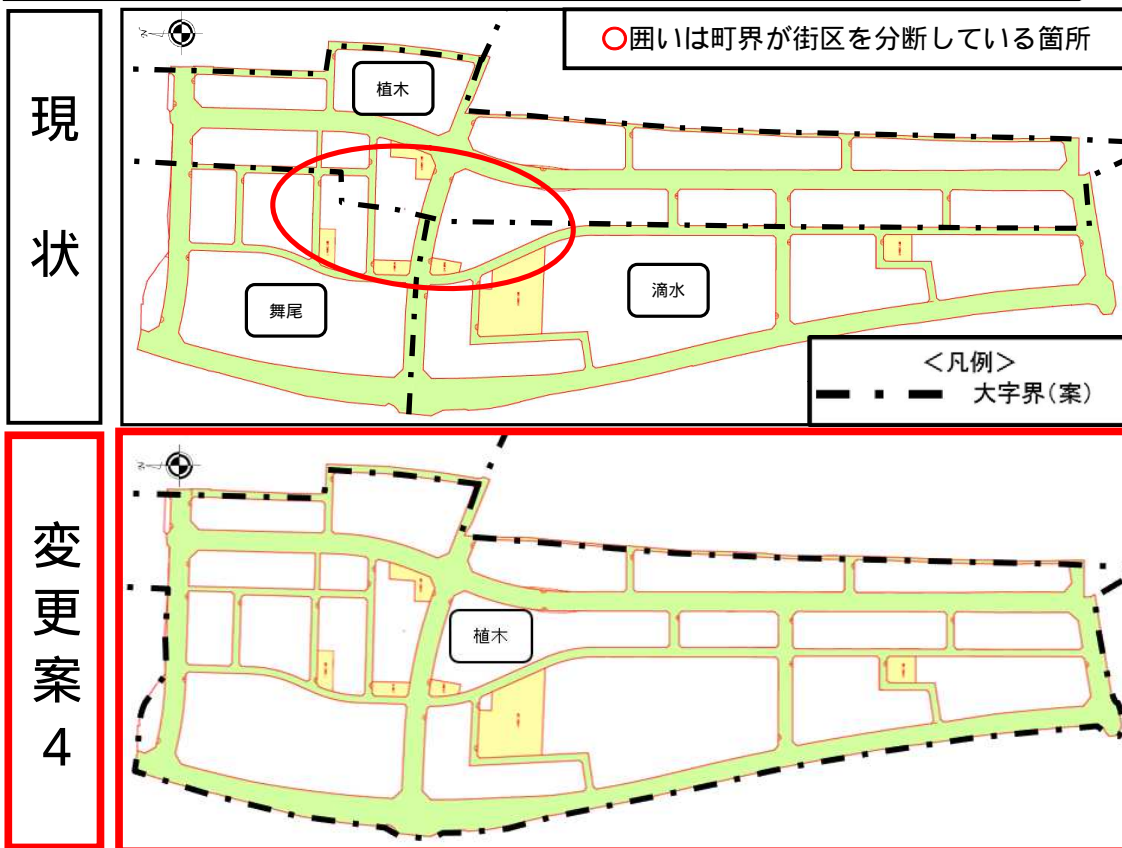
私たちのまちづくりNo.116で町界変更に向けたアンケート調査の実施をお知らせしていましたが、アンケートの結果、植木中央エリア全域を『植木』とする

変更案4に決定しました

【アンケート対象者】

植木中央土地区画整理事業の施行区域のうち植木中央エリアの土地所有者および居住者(世帯主の方のみ)

(役場跡地エリアのみの土地所有者及び居住者は除きます。)



どのように町界を決める？

町界は、誰でも一見してわかるような道路、河川、鉄道などその他恒久的な施設を境界として定めます。

新しい町界が設定されたことにより、町内自治会の区域や小学校の校区が変更されることはありません。

町界変更に向けた第 2 次アンケート調査結果について

《平成 31 年 3 月 6 日現在》

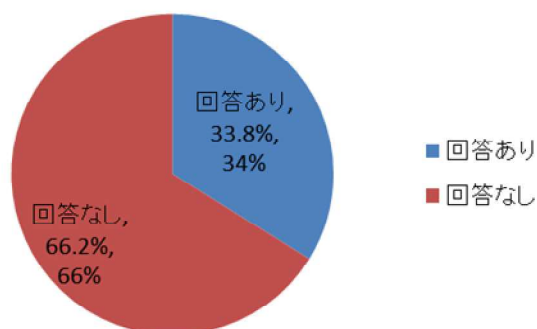
回答状況

(1)	発送数 (土地所有者及び区画整理地内住民 (世帯) 一木除く)	331 人	(平成 31 年 2 月 8 日発送)
(2)	回答者数	112 人	(平成 31 年 2 月 22 日投函〆切) (平成 31 年 3 月 6 日回収分まで)
(3)	回答率 (回答者数 ÷ 発送数)	33.84 %	

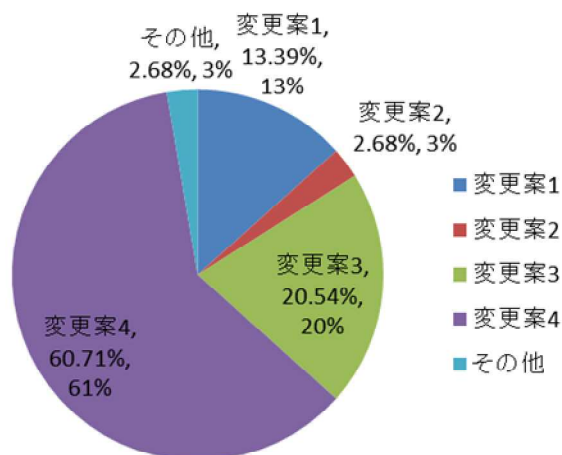
回答結果

変更案 1	15 人	13.39%
変更案 2	3 人	2.68%
変更案 3	23 人	20.54%
変更案 4	68 人	60.71%
その他(白票など)	3 人	2.68%

回答状況(発送数331人)



回答結果(回答者数112人)



「換地処分」ってなあに？

「換地処分」とは、土地区画整理事業の工事の完了後に、関係権利者へ換地計画で定められた事項を通知することをいいます。

また、換地処分をした場合は、市長がその旨を公告することになっており、この公告によって換地計画で定められた事項の効力が発生することになります。

「換地計画」には何が定めてあるの？

「換地計画」とは、従前の土地が換地によってどのようになるかを示した計画です。それには、以下の事項が定めてあります。

換地設計（従前の土地と換地の位置、形状の関係を示した図面）

各筆換地明細（従前の土地と換地の所在、地番、地目、地積等の関係の明細書）

各筆各権利別清算金明細（従前の土地と換地の所在、地番、地目、地積、権利価額及び清算金を各筆、各権利別に表示した明細書）

その他特別の定めをする土地の明細

換地処分に伴い住所はどのようになる？

換地処分に伴い、換地には新しい地番が付番され、現在使用されている地番をそのまま使用することはできません。（まだ使用されていない地番から改めて付番することになります。）そのため、**換地処分により住所変更が必要となります**。住所変更に必要な手続きについては、今後、適切な時期に別途説明させていただきます。なお、当換地処分に伴い字は廃止されます。

【新しい住所の例】

あくまで例ですので、以下のとおりになるとは限りません。

< 中央エリアの場合 >

現在：北区植木町 **植木 字東三丁目 157番地16** 末尾は233番地
：北区植木町 **舞尾 字石佛 631番地2**
：北区植木町 **滴水 字町裏 3番地3**



変更後：北区植木町 **植木 301番地**

< 役場跡地エリアの場合 >

現在：北区植木町 **一木 字山ノ本 183番地1** 末尾は779番地



変更後：北区植木町 **一木 801番地**

町界変更の今後の予定

2018年度 町界に関するアンケート（第1次、第2次）を踏まえ、町界（案）を決定（H30年度）しました。

2019年度 町界変更議案の上程
（H31年度）地方自治法第260条第1項の規定により、町界変更に関する議案を熊本市議会定例会に上程します。

2021年度 町界変更の実施・告示
（H33年度）土地区画整理事業の換地処分に合わせ、町界変更を行うとともに、地方自治法第260条第2項の規定により、告示を行います。